

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成25年10月21日

GVA法律事務所

弁護士 山本俊 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成25年9月27日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、検査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の適用対象とならない。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

照会のあった事実において、A社が行おうとする行為は、建設工事の完成を請け負う営業には該当しない。したがって、A社はこれを業として営もうとする場合、建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。